

剪定枝処理手数料補助制度を活用しませんか

生産過程で発生する剪定枝を指定処理業者で処理した場合、処理費の一部を補助します。

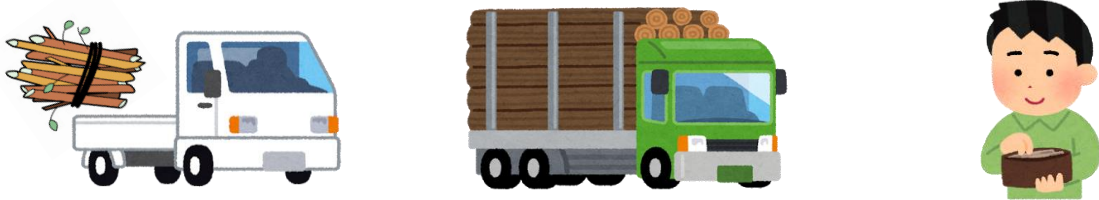
○対象者・補助率等 ※根、刈草、農業に関係のない自宅の庭木及び第三者の剪定枝の処分は対象外

対象者	稲沢市内居住の農業者	稲沢市内の造園業者
申請対象の確認方法	職員による農地基本台帳の閲覧	確定申告書の写し
補助率	処理料金の 1 / 3 ※	処理料金の 1 / 5 ※
上限額	年度を通じて30万円	

※100円未満切捨てです。振込みで支払いをしている場合でも申請できます。なお、予算には限りがあります。

☆ 手続きの流れ ☆

- 1 指定業者に剪定枝（根は不可）を搬入し、処理料金を支払う



- 2 搬入時に発行された計量票と領収書を持って市役所へ



- 3 農務課で交付申請書を記入し、提出する（押印不要）



申請した翌月上旬に交付決定通知が郵送で届きます。補助金は指定口座へ入金されます。

○指定業者

- コスモリサイクル株式会社 稲沢市福島町沢西95-1
- 有限会社八開チップ 愛西市鶴多須町寺浦108



- 剪定及び指定業者への搬入を造園業者等へ委託する場合は事前にご相談ください。
- 手数料補助制度の市への申請期限は令和5年3月20日まで。（次年度以降未定）
- 剪定枝破砕機購入費補助事業もあります。（破砕機申請期限：9月30日まで。次年度以降未定）

■連絡先 経済環境部 農務課 農業振興グループ TEL 0587-32-1352（ダイヤルイン）